

	労働保険徴収法	健康保険法	厚生年金保険法	国民年金法
	<b>督促</b>			
督促するとき	労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者が あるときは、 <b>政府</b> は、期限を指定して督促しなければならない	保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者がある ときは、 <b>保険者</b> は、期限を指定して、これを督促しなければならない (繰り上げ徴収の規定により徴収する場合はこの限りではない)	保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者がある ときは、 <b>社会保険庁長官</b> は、期限を指定して、これを督促しなければ ならない (繰り上げ徴収の規定により徴収する場合はこの限りではない)	保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者がある ときは、 <b>社会保険庁長官</b> は、期限を指定して、これを <b>督促することが できる</b>
督促状の指定期限	督促状を発する日から起算して <b>10日以上</b> 経過した日	督促状を発する日から起算して <b>10日以上</b> 経過した日 (繰り上げ徴収の規定により徴収する場合はこの限りではない)	督促状を発する日から起算して <b>10日以上</b> 経過した日 (繰り上げ徴収の規定により徴収する場合はこの限りではない)	督促状を発する日から起算して <b>10日以上</b> 経過した日
滞納処分	①国税滞納処分の例によって処分	①国税滞納処分の例によって処分 ②納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に 対して、その処分を請求	①国税滞納処分の例によって処分 ②納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に 対して、その処分を請求	①国税滞納処分の例によって処分 ②滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に對し て、その処分を請求
滞納処分するとき	①督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他 この法律の規定による徴収金を納付しないとき	①督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法 律の規定による徴収金を納付しないとき ②繰り上げ徴収の規定により、納期を繰り上げて保険料納入の告 知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき	①督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法 律の規定による徴収金を納付しないとき ②繰り上げ徴収の規定により、納期を繰り上げて保険料納入の告 知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき	①督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法 律の規定による徴収金を納付しないとき
備考		・市町村は、処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこ れを処分することができる。この場合、保険者は、徴収金の <b>100分 の4</b> に相当する額をその市町村に交付しなければならない ・ <b>健康保険組合</b> が国税滞納処分の例により処分を行う場合は、 <b>厚 生労働大臣の認可</b> が必要となる	・市町村は、処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこ れを処分することができる。この場合、厚生労働大臣は、徴収金の <b>100分の4</b> に相当する額を当該市町村に交付しなければならない	・市町村は、処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこ れを処分することができる。この場合、厚生労働大臣は、徴収金の <b>100分の4</b> に相当する額を当該市町村に交付しなければならない
<b>延滞金</b>				
延滞金を徴収するとき	督促をしたとき			
利率	年 14.6%			
延滞金の額	納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日 数	納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの 日数	納期限の翌日から <b>保険料完納</b> 又は財産差押えの日の前日までの日 数	納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日 数
延滞金を徴収する者	政府	保険者	社会保険庁長官	社会保険庁長官
延滞金計算時の徴収 金額の端数処理	1,000円未満の端数切り捨て	1,000円未満の端数切り捨て	1,000円未満の端数切り捨て	<b>500円未満の端数切り捨て</b>
延滞金の端数処理	100円未満の端数切り捨て	100円未満の端数切り捨て	100円未満の端数切り捨て	<b>50円未満の端数切り捨て</b>
延滞金を徴収しない とき	①労働保険料の額が1,000円未満であるとき ②督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規 定による徴収金を完納したとき ③納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方 法によって督促したとき ④延滞金の額が100円未満であるとき ⑤労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予した とき ⑥労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由がある と認められるとき	①徴収金額が1,000円未満であるとき ② <b>納期を繰り上げて徴収するとき</b> ③納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住 所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によ って督促したとき ④督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき ⑤延滞金の額が100円未満であるとき	①保険料額が1,000円未満であるとき ② <b>納期を繰り上げて徴収するとき</b> ③納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住 所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によ って督促したとき ④督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき ⑤延滞金の額が100円未満であるとき	①徴収金額が <b>500円未満</b> であるとき ②滞納につきやむを得ない事情があると認められるとき ③督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき ④延滞金の額が <b>50円未満</b> であるとき
	<b>その他</b>			
その他	追徴金		繰り上げ徴収	
	確定保険料の認定決定が 行われた場合	印紙保険料の認定決定が 行われた場合	繰り上げ徴収	繰り上げ徴収
	<b>■追徴金の額</b> 納付すべき額(1,000円未満切り 捨て)× <b>100分の10</b> <b>■追徴金を徴収しないとき</b> ①納付すべき額が1,000円未 満の場合 ②事業主が <b>天災その他やむを得 ない理由</b> により、認定決定された 確定保険料又はその不足額を納 付しなければならない場合	<b>■追徴金の額</b> 納付すべき額(1,000円未満切り 捨て)× <b>100分の25</b> <b>■追徴金を徴収しないとき</b> ①納付すべき額が1,000円未 満の場合 ②事業主が印紙保険料の納付を 怠ったことについて <b>正当な理由</b> があるとして認められた場合	次の①～③に該当する場合は、納期前であっても、すべて徴収す ることができる。 ①納付義務者が、次のいずれかに該当する場合 a. 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受ける とき b. 強制執行を受けるとき c. 破産手続開始の決定を受けたとき d. 企業担保権の履行手続の開始があったとき e. 競売の開始があったとき ②法人たる納付義務者が解散をした場合 ③被保険者の使用される事業所が廃止された場合	次の①～④に該当する場合は、納期前であっても、すべて徴収す ることができる。 ①納付義務者が、次のいずれかに該当する場合 a. 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受ける とき b. 強制執行を受けるとき c. 破産手続開始の決定を受けたとき d. 企業担保権の履行手続の開始があったとき e. 競売の開始があったとき ②法人たる納付義務者が解散をした場合 ③被保険者の使用される事業所が廃止された場合 ④被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があ った場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪え なくなるに至った場合
	<b>■所轄都道府県労働局長徴収官</b> は、追徴金を徴収する場合に は、 <b>通知を発する日(当日起算)</b> から起算して <b>30日</b> を経過した日を その納期限と定め、 <b>納入告知書</b> により事業主に通知しなければならない		<b>■保険料の前納</b> ・保険料の前納は、社会保険庁長官が定める期間につき、 <b>6月又は は年</b> を単位として行う。 ・前納の額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、そ の期間の各月の保険料の額を <b>年4分の利率</b> による <b>複利現価法</b> に よって割り引いた額の合計額を控除した額とされる。 ・前納された保険料については、 <b>前納に係る期間の各月が経過し た際に</b> 、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなされ る。 <b>■保険料の追納</b> ・被保険者又は被保険者であった者( <b>老齢基礎年金の受給権者を 除く</b> )は、 <b>社会保険庁長官の承認</b> を受け、保険料免除の規定によ り納付することを要しないものとされた保険料(承認の日の属する <b>月前10年以内の期間に係るものに限る</b> )の <b>全部又は一部</b> につき 追納をすることができる。 ただし、その一部の額につき納付することを要しないものとされた 保険料については、その <b>残余の額</b> につき納付されたときに限る。 ・追納が行われたときは、 <b>追納が行われた日</b> に、追納に係る月の 保険料が納付されたものとみなされる。	